

# おらが村の ニュース&トピックス

春をさがして

## ■早春ウォーキング

2月8日(土)、前日の冷え込みはいつも以上に厳しく雪が積もるのではないかと心配しましたが、当日はわずかに陽が差す天気となり、157名の皆さんが参加されました。JR筑前岩屋駅から大行司駅までの8kmのコースを、ほうしゅ楽舎、いぶき館、片岡酒屋と立ち寄り、冷えた体を村の方の会話とぜんざいやおでん、お酒の試飲で暖めながら歩いていました。また、今年はじめて「東峰村おひなさまめぐり」がコースの中に入り、立ち寄った皆さんは心とんでいたようです。「東峰村の空気がおいしい」と早春の東峰村を満喫していた方もいました。ゴールの大行司駅では、ぶた汁や、まんじゅう、漬物等の販売が行われ、お土産を手に帰路についていました。

当日、ご協力いただきました皆さん、ありがとうございました。



村の農業・林業をいかそう

## ■第7回農林業振興大会

2月23日(日) いずみ館において、第7回東峰村農林業振興大会が開催されました。農林業振興協議会の生産検討委員会及び流通販売検討委員会で、平成25年度に協議や実施した、農林業の振興に関する内容についての報告があり、参加した方には、東峰村の農林業の状況・課題などを理解していただくことができました。

講演では、高知県の馬路村を“柚子の村”として、全国的に有名にしたプランナーである高知工科大学特任教授・松崎地域計画本舗の代表 松崎了三氏に『地域まるごと販売術』という演題でお話をいただきました。

①情報、②価値、③融合、④顧客(村のファン) という4つのキーワードで、「消費者は、知らない地域の商品は買わない」、「脱価格競争」、「生産・加工・販売を1つのチームで行う」、「消費者に商品の物語を聞いてもらい、理解してもらう」、など、今後の村の発展のために大変貴重なご意見をいただきました。

今後も東峰村農林業振興協議会を中心に村民の方々の意見を取り入れながら、農林業をはじめ村の発展にむけて頑張っていたきたいと思います。





# 村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311  
小石原庁舎 74-2311

## 住民福祉課 ◆国民年金保険料のお知らせ

### ○国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。

なお、後納制度が利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

### ○後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納制度を申し込まれた方で、平成16年4月以降分の後納保険料の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限（平成26年3月31日）までに納付をお願いします。なお、使用期限までに納付できなかった方が、平成26年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。

### 【ご注意】

○平成16年3月以前の後納保険料は、10年を超えるため平成26年4月以降は納付できません。

後納制度の申込み・納付書の再発行のお問合せは

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）

0570-011-050

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6731-2015

<受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00

火～金曜日 午前8:30～午後5:15

第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※お問合せの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください、

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※「03-6731-2015」の電話番号からおかけになる場合は、通常通話料金がかかります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総合窓口（電話：72-2311）まで

## 住民福祉課 ◆ 4月1日から国民健康保険証が変わります

現在の「国民健康保険被保険者証」の有効期限は3月31日です。新しい被保険者証（薄緑色）を、3月中旬に世帯主あてに送付します。

学生で被保険者証を持っている世帯や遠隔地による被保険者証の交付を受けている世帯で、引き続き（学・遠）の被保険者証が必要な人は、4月より再度窓口で手続きをしてください。

【(学・遠) 証の手続きに必要なもの】

- ・新しい国民健康保険被保険者証
- ・印かん
- ・在学証明書(平成26年4月1日以降発行のもの)または学生証の写し(有効期限明記のもの)

【注意事項】

新しい被保険者証との切り替え手続きをしないと、4月1日から保険診療が受けられなくなり、医療費は全額自己負担となります。注意してください。

国民健康保険被保険者証は、個人情報に記載された大切なものです。住民登録している住所以外には送付できません。

### ◆ 「国民健康保険高齢受給者証（高齢受給者証）」を再発行します

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方

（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

・70歳の誕生月の翌月（ただし、各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

（例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。）

※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方

（誕生日が昭和19年4月1日までの方）

・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。）

※ 一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

これに伴い、「一部負担金の割合」欄の表示「2割（ただし、平成26年3月31日まで1割）」を「2割」若しくは「2割（特例措置により1割）」に変更し、国民健康被保険者証に同封して送付します。



医療を受けるときは、現在の高齢受給者証と差し替え、保険証と一緒に医療機関窓口へ提示してください。現役並みの所得があった人は「3割」負担のままです。今回は送付しません。

### ◆退職・就職した人へ。国保の加入・脱退には届出が必要です

日本では、必ず医療保険に加入することになっています（国民皆保険制度）。

職場の健康保険の被保険者・被扶養者でない人は、現在住んでいる市区町村の国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

国保加入の届出を忘れて未保険になっていませんか。

※未保険だとすべて自己負担に

国保加入の届出をしないと未保険の状態となり、病院の診療を受けるとき、医療費がすべて自己負担になります。

人は、いつ大きな病気やけがをするかわかりません。すべての人が安心して医療を受けられるよう、国保加入の届出を必ず行ってください。

国保加入の届出が遅れた場合も、届出した月からではなく資格を得た月までさかのぼって保険税を納めなければなりません。今まで国保に加入していた人で、職場の社会保険やその扶養に認定された人は、国保の資格をなくするための手続きが必要です。

手続きをしないと保険の二重加入となり、社会保険料・国保税の両方がかかります。

【国保加入の届出に必要なもの】

- ・印かん
- ・同じ世帯に国民健康保険の人がいる場合、その国民健康保険証
- ・健康保険資格喪失証明書

【国保喪失の届出に必要なもの】

- ・印かん（認印）
- ・国民健康保険証
- ・新たにできた社会保険証

### ◆平成26年度国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の特別徴収が始まります

平成20年度より、原則、国民健康保険加入者全員が65歳以上の世帯について、世帯主の年金から、後期高齢者医療加入者については、本人の年金から年間6回、国民健康保険税もしくは、後期高齢者医療保険料が年金天引き（特別徴収）されることになっています。

4月上旬～中旬に、4～8月の天引き額を知らせる仮徴収額決定通知書を送りますので確認してください。

現在すでに年金天引きされている人については、2月に天引きされた額と同額が天引きされます。

なお、口座振替に変更することで年金天引きを中止することも可能です。

（※ただし、手続きには2ヶ月程度要します。）

お問い合わせは

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課（電話：74 - 2311）まで